

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 29 年 5 月 15 日（月）午前 10 時 00 分～午前 11 時 21 分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、
5 番 長谷川広昌、 6 番 黒川 美克、 7 番 柴田 耕一、
8 番 幸前 信雄、 9 番 杉浦 辰夫、 11 番 神谷 直子、
12 番 内藤とし子、 13 番 北川 広人、 14 番 鈴木 勝彦、
15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー （議長）杉浦 敏和、（副議長）浅岡 保夫

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
総務部長、行政 G L、財務 G L、行政 G 主幹、行政 G 主事、
福祉部長、生涯現役まちづくり G L、
こども未来部長、こども育成 G L、文化スポーツ G L、
都市政策部長、都市整備 G L、都市防災 G L、上下水道 G L、
学校経営 G L、学校経営 G 主幹、学校経営 G 主事

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

1 報告及び連絡事項

(1) 公共施設総合管理計画推進プランスケジュールについて

(2) 青少年ホーム跡地活用事業 実施方針案について

2 協議事項

3 審査事項

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 報告及び連絡事項

(1) 公共施設総合管理計画推進プランスケジュールについて

委員長 当局より、説明をお願いします。

説（総務部） それでは、資料1をお願いいたします。公共施設推進プランスケジュールにつきまして、「①市役所本庁舎整備事業」から、「⑥公共施設総合管理計画見直し」まで、途中、説明員が交代をいたしますが、順次、御説明を申し上げます。

初めに「①市役所本庁舎整備事業」をお願いいたします。工事スケジュールにつきましては、5月8日から旧庁舎の一連の解体工事に着手をしております。8月初旬までの3ヵ月を目途にアスベストの撤去を行い、11月下旬までの4ヵ月を目途に旧庁舎の解体を行う予定であります。

その後、会議棟及び地下駐車場、外構の整備を12月から平成30年3月末までの4ヵ月を目途に行う予定であります。

この間、設計、工事、その他安全対策に関する事業者との連絡調整を適宜行い、円滑な進行管理に努めてまいります。

次に、運用方法の検討等をお願いいたします。初めに駐車場確保であります。現在、庁舎敷地内の来庁者駐車場は15台に減少しております。来庁者の皆様には、大変な御不便をおかけしているところでございます。

そうしたことから、議員各位にも御案内いたしましたとおり、周辺に臨時駐車場を確保するとともに、誘導員による駐車案内を行い、来庁者の御不便をできる限り小さくするよう努めているところであります。

なお、平成29年度当初予算におきましては、2期工事の完成を平成29年9月末と予定し、半年分の臨時駐車場の借上料及び交通誘導員委託料を計上しております。

しかしながら、ただいま御説明いたしましたとおり、2期工事の完成を平成30年3月末と予定することに伴い、予算額に不足が生じてまいりますことから、6月補正予算への計上を予定しておりますので、合わせて御報告させていただきます。

そのほかといたしましては、会議棟や地下倉庫につきまして、9月以降、設

計等に係る調整を順次行い、会議棟の備品購入については平成 30 年 2 月、地下倉庫への資材搬入、これは右上の「取組内容」の○の 4 つ目をごらんいただきますと、保健センターに仮置きした資材の再搬入を意味しておりますが、これについては平成 30 年 3 月を予定いたしております。

「①市役所本庁舎整備事業」につきましては、以上のとおりであります。説（学校経営） それでは、プランスケジュール「②高浜小学校等整備事業」について御説明させていただきます。高浜小学校等整備事業につきましては、3 月 26 日の公共施設シンポジウムを皮切りに、4 月に入りまして、学校の先生や利用者団体など、意見を伺いながら、基本設計の段階に入っております。

そのあと、備品や什器なども含めた詳細な内容を確定させる実施設計の段階に入っております。

設計は 11 月までにまとめ上げ、12 月以降は建設工事への段階へと入っていく予定です。建設工事の段階につきましては、備考欄に 1 期工事から 3 期工事まで概要を示させていただいております。

続きまして、事業者との協議についてですが、事業者と仮契約以降、定期的に協議会を開催し、懸念事項などを拾い上げながら、対応策等について協議を重ねております。

また、今回の学校建設は P F I という手法を用いておりますので、国庫補助の申請につきましても、現在、西三河教育事務所を窓口にも、慎重に調整を進めているところでございます。

なお、5 月 1 日午前 10 時から、高浜小学校体育館におきまして保護者説明会を開催し、80 名ほどの参加者がありましたので、報告をさせていただきます。以上で、高浜小学校等整備事業に関する説明を終わります。

説（こども未来部） それでは、公共施設推進プランスケジュールの③をお願いしたいと思います。青少年ホーム跡地活用検討でございます。本事業につきましては、3 月 17 日開催の公共施設あり方検討特別委員会で、事業方式、事業期間、事業者選定方法や、大まかなスケジュール等についての基本方針を説明させていただき、3 月 31 日にホームページで公表したところでございます。

今後のスケジュールでございますが、5 月 10 日に、企業会計その他マネジ

メントに関し専門的な知識を有する者、建築技術等に関し専門的な知識を有する者、地域スポーツに関し経験・知識を有する者、副市長、教育長の5名で構成いたします、「高浜市勤労青少年ホーム跡地活用事業事業者選定委員会」のほうを開催いたしまして、実施方針を承認いただきましたので、このあと（2）のところで御報告させていただきます。本日、実施方針のほうを公表させていただきます、それに対する質問を受け付け、質問に対する回答のほうを順次行ってまいりたいと考えております。

次に、募集要項等の案を作成いたしまして、7月初旬までに選定委員会で承認をいただいたあと、特別委員会で報告をさせていただきます、7月中旬ごろまでには公表のほうを行い、事業者の募集に入ります。9月中旬まで参加表明書の提出、10月中旬まで提案書の提出を受け付けます。

それを受け、11月に選定委員会のほうを3回ほど開催いたしまして、事業者に対するヒアリング、提案に対する審査のほうを行いまして、11月下旬ごろに事業者のほうを選定していきたいというふうに考えております。12月の特別委員会で事業者選定結果のほうを報告させていただきます、公表をし、平成30年3月には事業契約のほうを締結したいと考えております。

次に、青少年ホーム解体工事でございますが、南テニスコートは市内に代替施設がなく、体育施設で最も利用の多い施設でもあるということから、定期的に利用してございますテニス協会と、今後のあり方について協議を行っているところでございます。また、現在、南テニスコートを含めた工事方法の検討を行っておる段階であるということから、9月議会に補正予算案を提出させていただきたいというふうに考えております。

解体工事は、事業者選定後の平成30年1月に工事準備に着手し、まず、青少年ホームの解体から入りますが、解体工事中もテニスコートは利用できるようにし、終了後、テニスコートの解体に入っていきます。なお、南テニスコートの廃止につきましては、来年の3月31日を予定しており、条例案等につきましては、12月議会に提出させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして中央公民館解体工事、プランスケジュール④をお願いいたします。

平成 28 年 11 月 15 日で、中央公民館につきましては施設のほうを閉館いたしまして、解体工事を現在実施中でございます。また、3 月議会で、御議決のほうをいただきました、アスベストの除去工事につきましては、4 月 20 日で終了いたしました。現在は、内装撤去のほうを行っており、工事は順調に進んでおるといところでございます。説明は以上でございます。

説（都市整備） それでは、プランスケジュール⑤番のインフラ施設検討について御説明いたします。最初にこの事業でございますが、平成 25 年に、市内の 1、2 級の路線を対象とし、路面性状調査を実施し、損傷箇所等の修繕箇所を抽出し、平成 26 年度には調査結果の中から、舗装状態が悪い中でも優先度の高い箇所から順番に舗装修繕工事を進めているものでございます。

点検の延長は、31.92 キロメートルのうち、舗装の修繕の対象延長が 5.59 キロメートルになり、そのうち平成 26 年度に策定した路面修繕計画をもとに、修繕工事を行ってきております。

それでは、表の説明に移ります。1 段目の舗装修繕設計業務は 3 路線、1 級市道「碧南高浜線（小池町地内）」でございます。あと 2 級市道「向山新川線（稗田町地内）」、2 級市道「東山中部線（湯山町地内）」の修繕について路盤の調査、舗装工法の選定、舗装の工事の数量の把握の設計を行う予定でございます。この設計は、業務委託にて実施していますが、6 月中旬をめどに契約を進めていくこととしております。この設計結果は、平成 30 年度以降に舗装修繕工事を実施する箇所のものとなります。

続いて、2 段目の修繕工事ですが、昨年度中に修繕設計業務にて設計を済ませた路線で、路線は市道碧南高浜線で、場所は中央保育園付近の箇所を実施する予定でございます。

最後の 3 段目、橋梁補修設計業務（平松橋）ですが、平成 26 年度に実施した橋梁法定点検の結果、著しい損傷が見られたことから、次回点検、平成 31 年度までに損傷箇所に対しての補修等の対策が必要であります。しかし、近接では明治用水の改修工事で、市道の通行止めが実施されていることや、国道 419 号線の衣浦豊田道路の 4 車線化の拡幅工事の影響が予想されることも含めますので、関係機関との調整を行い、次年度以降の計画、修繕設計や修繕工事につ

いての検討を進めてまいるのでございます。以上でございます。

説（総務部） 最後に、⑥「公共施設総合管理計画見直し」をお願いします。公共施設総合管理計画につきましては、現在の計画では、高浜市総合計画（基本計画）の策定期間に合わせて、4年ごとに見直すことといたしております。

現在の計画は、平成28年3月の策定で、策定後2年目ではありますが、今年度予定される後期基本計画の策定に合わせて、一定の見直しを行うものであります。

スケジュール欄をお願いいたします。各施設のデータ更新につきましては、現在の計画策定後における施設の廃止などの異動状況を踏まえ、7月末を目途に各施設のデータの更新を行う予定であります。

施設の長寿命化スケジュール、方策検討につきましては、右上「取組内容」の○の一つ目と関連いたしますが、各施設の修繕、改修情報の整理や、施設を適切に管理するための点検表やマニュアルの検討、長寿命化のためのスケジュールや方策の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、インフラ対象施設の見直し、優先順位付けにつきましては、現在の計画に含まれていない農道などのインフラ施設の取扱いの検討や、更新時期の優先順位付けの見直しなど、12月を目途に行う予定であります。

施設台帳（カルテ）整備の検討につきましては、各グループが個別に管理しているハコモノ施設について、修繕履歴などの施設情報を記録した施設台帳（カルテ）のようなものを整備し、総覧的なデータの把握ができないか、検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、公共施設マネジメント推進委員会につきましては、年2回の開催を予定し、有識者からの御意見、御助言を公共施設総合管理計画の見直しに役立ててまいりたいと考えております。説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

問（6） 高浜小学校の整備事業のところちょっとお伺いしたいんですけれども、高浜小学校につきましては、陶器瓦のほうから、組合のほうから瓦の利用について要望書が出ているという話をちょっとほかから聞いたんですけれど

も、そういう事実があるわけでしょうか。

答（都市政策部） この間、瓦の関係の要望はいただいております、中身といたしましては、高浜小学校の大屋根のほうに瓦を利用していただきたいというできる限りの要望をいただいております。

問（6） その中で回答をほしいという話が出ていたと思うんですけども、それはいつごろを予定してみえるわけでしょうか。

答（都市政策部） この間いただいたところ、事業課のほうの学校経営グループ、それにも関連するところもございますので、そこを含めまして、今後、回答していきたいというふうに思っております。

委員長 ほかに。

問（8） 2、3教えてほしいんですけども、まずこれ、公共施設の推進プラン、これ、作られたんですけども、長期の財政見通しというのは、これ都度、タイミングで、予算のときに示していただければいい内容なんですけれども、これと基本的にはリンクしてやられているかどうかということを確認させていただきたいんですけども、まず。

答（財務） 長期財政計画というのは、やはり公共施設総合管理計画と連動させるということが大事でございますので、連動させて御提示させていただくということでございます。

問（8） あと、これ年度初めに公共施設の推進プランが示されてるんですけども、今回示しているところの修正点と、どこがどう変わったというのがよくわかんないんですけども、要は、元に対して何がどう変わったっていうところが、明快に説明いただきたいと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

答（行政） プラン自体には、今年度、個々の事業の具体的なスケジュールとといったものを、この年度初めにこの御説明をさせていただくということで、毎年この時期に御説明をさせていただいている内容なんですけど、基本的に、これまで当初、総合管理計画においてお出しをさせていただいた内容を踏まえて、今年度どういったスケジュールで、こういったものを進めていきますよというものをお示しした内容でございます。

問（８）　ということは、長期の公共施設の推進のプラン自体は変わらずに、詳細の情報がここに入ったというだけだという理解でよろしいんですね。

答（行政）　基本的に進め方というか、手続的なところを記載をさせていただきしますので、そのように捉えていただいて結構かと思えます。

問（８）　あと、これ細かいところで若干確認したいんですけども、青少年ホームの跡地活用検討。ここで補正予算というのが出ていますけれども、これは当初の予算になくて、補正で元からやる予定でいたという内容になるんですか。要は、当初で計画しているときにこの金額は入らずに、ここでどうして発生してくるかということを知りたいんですけども。

答（文化スポーツ）　青少年ホームの解体工事につきましては、アスベスト調査を行ったところ、アスベストの含有が判明しておりまして、当初予算では計上が間に合わなかったということがございます。先ほど、南テニスコートとの関連のこともございましたけれども、現在、工程をどのようにしていったらいいかという調整をしておりますので、９月というタイミングで補正予算を計上したいと考えております。

問（８）　ということは、もともと何か計画があったということなんですね、解体費用で。それを内容を変えるから、補正っていう形で追加で入れさせてほしいということなんですよ。そういう理解でよろしいですか。

答（文化スポーツ）　もともと解体工事自体は、この平成 29 年度に予定はしておいたわけなんですけれども、今、申し上げたとおり、アスベストの問題が出てまいりましたので、当初には間に合わなかったというところで、補正で対応してまいりたいと考えております。

問（８）　伺いたいのは、もともと予算があって、解体の予算があって、それにアスベストを含む工事が入ってくるんで、プラスになって、新規に補正予算でこうぱっと出てくるんじゃないかと、もともとの金額を修正するという内容で出てくるんですねということを確認したい。

答（こども未来部）　解体工事のほうは、最初から一応予定をしておりましたけれども、アスベストのほうが出てきましたので、その足場が使えるかどうかということも含めまして。それから南テニスコートの問題もあり、今、検討し

ている段階ですから、9月補正で上げさせていただくということ。当初から解体工事だけであれば、当初のほうで上げさせていただいておるところでございます。

問（8）　ということは、もともとの当初予算には、解体の費用は1円も入っていなかったという理解でいいんですか。

答（文化スポーツ）　平成29年度の当初予算の中では、青少年ホームの解体工事費は、計上させていただいておりません。

問（8）　これから、だから、そういう予算の作り方されるっていう理解でいいんですか。要は、あいまいな要素があると予算計上せずに、補正ありきで出してくる。要は、事業がわからない状態で、こちらがどういう形で当初予算を見ていけばいいかということを確認したいんですけれども。

答（こども未来部）　今回、アスベストというのが中公も含めてですけれども、本庁の関係で出てきたものですから、解体するときにはそういった調査を行うということが出てきましたので。次以降は、そういった解体が出てきた場合につきましては、まずアスベストの調査を全面的に行うということですので、次回からはもう、当初のほうで上げさせていただくような考えであります。

問（8）　このアスベストの問題だけじゃなくって、これ財務の方に聞きたいんですけれども、予算を作るときって、要は、今の状況はわかんないけれども、なんかやりそうだっていうことは、補正で作ればいいっていう、そういう予算の作り方をやられるっていうことですよ。

答（財務）　当初予算の編成につきましては、基本的には1年間を見通して、そこに必要な経費を計上していくという考え方でございます。ただ、今回の青少年ホームの跡地活用の解体の工事費は、基本的に当初予算というのは1月末に大体確定をする中で、募集要項のコンサルも3月まで委託しておったものですから、その結果も出ずに、なかなか工事費を上げにくい。どういうふうに持っていくかというのは、決定をしないという状況でございましたので、今回につきましては、補正予算で対応させていただくということでございます。

問（8）　このアスベストに限らず、そういう対応をされるっていう理解でよろしいんですよね。要は、今年度、来年度予算を作るときに、こういう事業や

りたいんだけど、まだ内容が確定していないので、とりあえず予算から外しておいて、で、補正で上げて通していこう、そういう予算の組み方をされているという理解でよろしいんですね。

答（財務） 1年間の見通しの中で、金額がなかなか見通せないといいますか、その時点で確定できないものについては、やはり、補正予算で計上するしか方法がないのかなと。ですので、当初予算等々組むときに、こういうものは補正の可能性があるとといいますか、補正を行っていくよということを、もう少し明確にする必要はあるのかなと思っております。ですので、事務手続上の話と、そこに間に合わないという物理的な話がございまして、そこを勘案して、できる限りといいますか、基本的には全部載せていくというような考え方で、やむを得ない場合に限り、補正をさせていただくという考え方でございます。

問（8） わかりました。ということは、今回の件なんかでいうと解体というのは、もう作業として当然発生することがわかっていた上で予算から外しているということは、予測可能な範囲でやられたということですよ。突然、突発的に出るものもあるかとは思いますが、それを否定するつもりはありません。ただ、わかった上で、こういうことをやられるということは、何らかの形でやっぱり示していただきたいなってというのが本音のところにありますんで、そのところ、何らかの追記なり、なんかそういうのをいただけると助かるのかなと思いますんで、御理解賜りたいというふうに思っております。

それと、今回、高浜小学校の整備計画が出ているんですけども、以前からお話ししているように、高浜小学校も実際に、建屋の設計も終わってね、こういう形で新しい小学校がこういうスタイルでやっていくっていうのが見えてきたときに、要は、大山公民館ですとかIT工房くりっくさん、その他の施設、これ集合するっていうことを言われていて、そちらの話し合いは、どういうふうに進んでいるのかというのを確認させていただきたいんですけども。

答（文化スポーツ） まず、今お話のありました公民館の関係でいきますと、今月に、大山公民館長、町内会、それから土地が春日神社の氏子会が持っているということがありますので、そういった関係者。まずは、中心となる関係者の協議を始めてまいりたいと思っております。また、体育センターも複合化と

いうことになってまいるわけなんですけれども、今年度中に、利用者に、高浜小学校の整備状況だとか、ある程度見通せた段階で、今後の方向性、施設がいつぐらいに廃止されるかといったような情報をお示ししてまいりたいというふうに考えております。

問（８） 今から話をされるということですがけれども、もともと公共施設で長期的にビジョンを作ったときには、大山公民館を廃止する方向っていうことを伺っています。その中で、大山公民館を何らかの形で残すのであれば、公民館に対する補助金という形で、修繕とかそういう費用のところを面倒をみていくのかなというふうに思いますけれども、そういうところっていうのは、逆に言うとも長期の財政見通しの中では、入っていないと思うんですけれども、どこまで、その妥協して許せる範囲になるのかというのは、こちらじゃわからないんですけれども、その辺のところは、どういうふうに財政的にはお考えなんでしょうか。

答（財務） 大山公民館の例を上げさせていただきますと、やはり、今の計画でいきますと平成 32 年度に高浜小学校ができて、平成 34 年度に機能移転というか、解体、譲渡、市が保有しないということに持っていこうという計画でございます。とは言いつつもやはり、それまでの見通しが不透明でございますので、平成 40 年度ぐらいまでは、予算を一応確保しております。ですので、平成 34 年度で全て予算をカットするということではなくて、状況が見通せないもので、市がある程度の補修をしていくという前提のもとに、長期財政計画に載せているという状況でございます

問（８） ということは、これ、この話じゃなくてもいいんですけれども、大山公民館、総合的に対応されるっていうことは、ほかの公民館でも同じようになるということに理解してよろしいんですかね。

答（財務） 長期の財政を見通すということでは、やはり、ある程度のバッファといえますか、そこらのところを見ながら、理想を言えば、その年度にピシシとこう固まっていくのがいいんですけれども、やはり相手方もあることでございますので、基本的には少し余裕を持ちながら、財政は少々かたく見積もって、長期財政計画のほうに入れ込んでいきたいなと思っております。

委員長 ほかに。

問(12) アスベストの関係ですが、平成26年だと思ったんですが、説明会のところで、住民からアスベストをしっかりと調べてほしいという話が出ているんですが、それが急に青少年ホームだとか中央公民館だとか出てきてるんですが、それはその時点で、その言われた時点で、しっかり見ていればこういうことはなかったかと思うんですが、その点ではどうなんでしょう。

答(総務部) 庁舎の説明会のときに、アスベストをしっかりと調べてほしいという御質問をいただいたかどうかという記憶がございませんので、そういった質問があったという前提でお答えをさせていただきます。アスベストのことは健康的なこともありますので、そういった懸念があって、質問があったといたしますと、庁舎につきましては解体前にそれはきっちり調査をさせていただきました。そういったことからアスベストを把握をしました。ただ、外壁の塗りにアスベストが含まれているというのは、ごく最近になってからそういったことを知るに至っております。庁舎のことがございましたので、各施設のアスベスト調査、外壁を含めて、しているところでございます。

問(12) 平成26年5月ぐらいだと思ったんですが、説明会のところできちんと出ていますので、アスベスト調べてほしいという意見が出ていますので、それは確かなんですが、塗り、外壁だけじゃなくて、ほかの部分でもアスベストが出ていますので、ちょっとその手落ちじゃないかと思うんですが、その点では、そのときの話がきちんと市のほうに伝わっていないということにもなるんですが、その点ではどうなんですか。

答(総務部) でありますので、解体をする前には、きっちりアスベストの調査をして、対応させていただいているところでございます。

委員長 ほかに。

問(12) 解体する前っていうか、その前に要求水準書やなんかで出しているときに、全然アスベストが入ってなかったというふうに聞いていますんで、その点が少し落ちていたんじゃないかと思うんですが、その点では。

答(総務部) 吹きつけアスベストにつきましては、要求水準の中でうたっております。ただ、外壁の塗りにアスベストについてはうたっておりませんで

した。その御質問が、外壁の塗り材にも含まれているということを指摘しての御質問だったかどうかはよくわかりませんが、解体工事前には調査をして、対応させていただいているところでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、公共施設総合管理計画推進プランスケジュールについて、質疑を終了します。

(2) 青少年ホーム跡地活用事業 実施方針案について

委員長 当局より、説明をお願いします。

説(こども未来部) それでは、勤労青少年ホーム跡地活用事業実施方針(案)につきまして、御説明を申し上げます。資料2のほうをお願いしたいと思います。

なお、本事業の基本方針につきましては、去る3月の本委員会におきまして、御報告のほうをさせていただいたところでございますが、この実施方針(案)につきましては、本事業に関します情報を早く、かつ、広く周知することを目的とさせていただき、民間事業者に対する準備期間の提供及び市民の皆様に対して周知を図るためのものでございます。

それでは、内容について御説明をさせていただきますが、基本方針と重複したところは割愛のほうをさせていただき、それ以外の主なポイントについて説明のほうをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

資料の1ページをお願いいたします。中ほどの「2. 事業内容」の「(2) 事業用地」の敷地面積につきましては、測量によりまして面積が確定したことにより、数値のほうを変更しております。

(3)の「提案を求める施設」について、屋内温水プールについては、25メートルとし、小学校低学年の水泳指導でも利用できること。テニスコートにつ

いては、隣接したコート4面を確保し、人工芝、夜間照明設備を備えることとしております。

次に、(4)の「市の要望事項」につきましては、プール利用は、平成31年度より高浜小学校からスタートし、高浜小学校以外の学校についても順次利用を予定しているというふうにしております。

次に2ページをお願いいたします。(5)の「事業スキーム」でございますが、市は事業者に土地を貸し付け、事業者に学校のプール指導等に関する委託料及び南中学校部活動に係るテニスコート使用料を支払い、事業者は、施設・駐車場等外構整備、維持管理、運営、修繕、駐車場等の管理を行うものとしております。

次に3ページをお願いいたします。(6)の「事業スケジュール」は、表のとおりでございます。その下の「3. 事業者の選定等に関する事項」の(3)「事業者の選定」につきましては、選定委員会における選定結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、優先交渉権者と協議の上、基本協定を締結し、協議が整わなかった場合には、次点交渉権者と協議を行うこととしております。

(4)の「スケジュール」でございますが、先ほどと重複したところでございますが、本日実施方針のほうを公表、それに対する質問のほうを5月26日まで受け付け、7月中旬までには回答のほうを公表する予定をいたしております。そして、7月中旬には募集要項等を公表し、それに対する質問を7月下旬まで受け付け、8月中旬までには回答を公表させていただきたいというふうに考えております。9月中旬までに参加表明書の提出、4ページに移っていただきまして、10月中旬まで提案書の提出のほうを受け付けます。それを受けまして、11月に選定委員会のほうを3回ほど開催し、事業者に対するヒアリング、提案に対する審査のほうを行いまして、11月下旬ごろに事業者を選定していきたいというふうに考えております。12月の本委員会で事業者選定結果のほうを報告させていただきまして、公表し、平成30年3月には事業契約を締結したいというふうな段取りで考えております。

次に、(5)の「応募者の構成及び資格等」、それから(6)の「応募資格要

件」につきましては、庁舎整備事業と同様の内容でございますが、5ページの②、中段ほどのところになりますけれども、「設計・建設・維持管理・運営企業の参加資格要件」といたしまして、平成28年度、平成29年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。25メートル屋内プールを含む1,000平方メートル以上のスポーツ施設等の設計、維持管理業務の実績を有すること等としております。

6ページをお願いいたします。「4. 事業者との契約及びリスク分担」の(1)「契約形態」につきましては、定期借地契約を基本とし、市の利用権が20年間確保されるとともに、事業者の水泳指導等の委託料を支払う契約としております。

(2)の「事業実施に係るリスク分担」につきましては、庁舎整備事業と同様の内容で、市と事業者とのリスク分担を定めております。詳細な責任の分担につきましては、優先交渉権者決定後、契約書において明確にするというふうにしてしております。

最後、7ページのほうをお願いいたします。「5. 実施方針の意見及び質問について」は、先ほどスケジュールのところでも申し上げたとおりでございます。

「6. 事業者の募集等」につきましては、提案書の作成や応募に要する費用負担等について定めております。

なお、南テニスコートの利用者へは、8月31日をもって青少年ホームが閉館となることに伴いまして、9月から照明が利用できなくなることや、現時点での状況等をお伝えするため、5月31日、水曜日、午後7時からと、6月4日、日曜日、午前10時から、ともに青少年ホームで説明会のほうを開催する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

問(2) 1点、確認させてください。今までちょっと、説明があったかどうか記憶にないんですけれども、この青少年ホームは業者への引渡し条件として、今の施設を解体して、更地状態で入札されるんですか。それとも、解体も含んで業者が入札するんですかね。どっちでしたかね。ちょっと覚えていないん

ですけれども。

答（こども未来部） 青少年ホーム自体は、もう既に3月議会のほうで条例案の廃止の議決をいただいておりますので、青少年ホーム自体は解体をいたします。ただ、南テニスコートについては、事業者の提案に任せておりますけれども、まだ、事業者に新しく建てかえていただくのか、市でそのまま持ってやっていくのか、そこら辺までは、現時点ではまだ決まっております。

委員長 ほかに。

問（6） まず、募集の要項やなんかを発表されるということで、この中にはスケジュールのところで、要求水準書は、まだこれから作るということなんですか。その辺をまず1点。

答（こども未来部） この事業の要求水準という言葉が出てこないんですけれども、高小とか、お金を比べると、事業程度がちょっと小さいということで、この募集要項のほうに、そちらのほうも含んで作っていきたいというふうに考えております。

問（6） ということは、まだこれから作るということによろしいんですか。

答（こども未来部） これから作成するというところでございます。

問（6） それから、この実施方針（案）のところに、定期借地契約を基本としという、20年間が確保されるとともにということが書いてありますけれども、この定期借地契約というのは、これは有償でしょうか、無償でしょうか、その点を。

答（こども未来部） 一応、有償で考えております。

委員長 ほかに。

問（8） 1点、単純なことなんですけれども、要は、市と事業者の関係というのは、これ、今回の関係でいうと、単なる市が土地を貸す。で、基本的にこういう建物をつくってくれることに土地を貸す。で、プールの事業については、1ユーザーとして利用するという関係。こういう関係で成り立つという理解でよろしいんでしょうか。それで、一般の市民と学校のプールで使わせていただくという話と、一般の利用者がそのプールを使うというのも、同じような形の契約の形態になると思うんですけれども、基本的に、その市と事業者の関係

ってというのが、実際に事業が始まったあと、どういう関係になるかということ
をまず確認したいんですけれども。

委員長 答弁を求めます。

答（総務部） 実施方針（案）の1ページをごらんいただきますと、事業の目的
がございます。勤労青少年ホームを廃止をいたしまして、総量圧縮により生
じた未利用資産、いわゆる空き地につきましては、貸し付けなどの方法により、
その中でプールを含むスポーツの拠点となる施設を民間事業者が整備をする
ということとございます。市としては、土地をお貸しをして、その中でスポーツ
の拠点を整備をしていただく。その中で民間プールを整備していただく。そし
て、せっかく整備をしていただいたプールなので、学校の水泳指導としても空
いた時間、お借りをできないかということです。従いまして、御質問いただき
ましたように、ユーザーとして利用する。こういった考え方でおります。

問（8） 基本的にこれ、民間の事業を、活力を利用しようと思うと、こうい
う方法だと思うんですよ。ですから利用料やなんかについても、逆に言うと、
民間が自分たちが事業として採算が合う、そういう形で決めざるを得ない。

逆に言うと、市が土地を貸すにしても、その状況によって、別もんという形
でやるほうが、基本的には、民間のその何か苦情があったときには、市に言っ
てくるんじゃないかって、民間の事業者が、事業としてどう責任とるか。そう
いう形にするほうが指定管理者より、よっぽどやりやすいのかなっていう気がす
るんで、そういう関係はつくっていただきたいと思うのと。

逆に言うと、市が、先ほどのテニスコートの話にもありましたけれども、ど
こまで介在する、介在せずに、民間にそのまま任せるっていう形で考えてみえ
るかどうか。その辺を確認させていただきたいんですけれども。

答（こども未来部） テニスコートにつきましては、ここにも書いてありますが
が、現状の利用に近い形で要望していますけれども、ただ利用料金につきまし
ては、民間がやる場合の利用料と、今、市のほうでやっておる利用料。かなり
これ、差がありますので。その辺をどうやって埋めていくのかということが、
これからの課題になると思って考えております。

問（8） それを埋めたら、何の意味もないんじゃないですか。失礼かもしれ

ないですけれども、それを埋めるっていうことは、これ、ずっとやり続けるということですよ。ということは、ほかのところで同じようなことが起こった場合、例えば公民館の利用料金。これをどっかの施設で使うっていったときに、それを穴埋めを市がずっと継続してやるんですか。その辺はやっぱり考え方で、今までを肯定して全てやろうとすると、成り立たないから公共施設の総合管理で統合していこうっていう話が出ているので、その辺はどう考えてみえるかってことをもう一度。

答（こども未来部） 今、料金をそのまま、民間にやっていただくということは考えておりません。ただ、仮に市が持つようなことになった場合には、テニスコートはやっぱり10年ぐらいたつと、人工芝の張りかえとか、ネット、防球ネットですね、これの修繕とかございますので、そういったことを試算して、市がやる場合につきましてもこれぐらにかかると。利用料は、もうかなりアップするんだよということは、先ほど申しあげましたようにテニス協会のほうにも、投げかけしてございますので。一応、まるっと民間のほうの金額というのは、ちょっとどうなるかわかりませんが、ある程度市が持った場合についても、これだけ上がるよということは示していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（12） テニスコートの件ですが、特に、南中学の方たちが部活動で利用しているんですが、費用が、今の関係もあります、上がってくるのではないかっていうのをとても心配してみえます。

それと、その提案を求める施設の中で、屋内温水プール、25メートルとし、小学校低学年の水泳指導でも利用できることってなっていますが、これがちょっとよくわからないんですが、プールの深さを変更できるという意味なのか、ちょっとそのあたりを説明をいただきたい。

それから、次の3ページのところで、事業スケジュールの中で供用期間の中に20年間とありますが、どうして20年間にしたのか、その点をお示してください。

答（学校経営） まず、テニスコートの件につきましては、利用料金がいくら

になるかということが、今の段階でははっきりと決まっておりませんので、今の段階でどうしていくという考えは、はっきりとは示せないんですが、ただ、南中学校につきましては、運動場がただでさえちょっと狭いという状況もありまして、今後の南中学校の学校プールのあり方等も検討する中で、テニスコートの整備もできないかということも考えております。

それから、屋内温水プールの深さ、低学年の利用についてという御質問がありました。こちら民間事業者のアイデアに期待したいと思うんですが、先生がおっしゃるように、低学年の子たちにほかの高学年の子供たちと同じ深さのプールに入るということは、なかなか厳しいですので、低学年の子供たちでも安全に入れるようなプールの工夫ということを求めていきたいと考えております。

答（文化スポーツ） 事業期間を20年と設定した理由ということでございますけれども、一般的に土地の貸借期間が長いと、事業者にとっては整備した施設のコストを回収しやすいということで、事業者側に有利であるという一方、市にとっては、長期で貸すということに少しリスクを伴うということもございませぬ。逆に短ければ、事業者もコストを短期間で回収しなければならないということで、その分、利用料等にはね返ってくるというようなことが考えられますので、そういったバランス等を考慮しながら20年ということで設定をさせていただいております。

委員長 ほかに。

問（5） 先ほどの20年の関係で少し聞きたいんですけれども、実施方針（案）の1ページのところで「（4）市の要望事項」のところで、高浜小学校以外の学校についても順次、利用を予定しているということですが、長期にわたって学校プールとして利用するのであれば、そこで20年としている理由が明確に理解できないんですけれども、そのあたり詳しく説明をお願いします。

答（こども未来部） この基本方針とそれから実施方針には、一応20年間ということがうたっておりますけれども、次に募集要項等で、同じようなことが載ってきますので、私どもは、あくまでも20年で終わりということでは考えておりませんので、例えばこの条項に、事業期間の延長について協議することが

できるというような文言をちょっと一文加えていけたらなということで、今、考えております。

問（５） そうすると、先ほど文化スポーツグループリーダーから説明がありましたけれども、そういったのと矛盾するのかなと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

答（こども未来部） 例えば40年と考えた場合には、ちょっと市のほうに大分リスクがあるということで、とりあえず20年で区切って、再度延長していただきたいというふうに一応考えておりますので、よろしく申し上げます。

問（５） そのあたりしっかりと、永久に長いスタンスで学校プールとして利用するのであれば、その辺はしっかりと明確に定めていただきたいと思います。あと、8番議員からもあったんですけれども、やっぱり全体でコストを示していかないと見えないと思うんですが、そのあたり、現行のままやっていったときの財政負担は、市はどれくらいあるのか。で、今回のこの事業を採択したときにどうなっていくのかという、そこら辺の目にわかる財政コストですね。そこら辺を見ていただかないと、ただ、今まで口でこういうふうなメリットがあるよというのは、さんざん聞かされているんですけれども、実際にどれくらいそのコストのメリットがあるのかとか、生徒に対してのメリットがあるのか。そういったところが、しっかりと見えてこないもので、本来であれば、こういった実施方針を出す前にそういったのを、前と言わなくてもこの実施方針を出す段階、同時に、そういうのも出すべきなんだろうと私は思いますけれども、そのあたりを聞かせてください。

委員長 答弁を求めます。

答（総務部） コストとして考えられますのは、一つ、勤労青少年ホームを廃止をいたしますので、指定管理料が関係してまいります。地代を有償で貸す予定だと先ほど説明がありましたので、土地の収入というものもございます。また、学校プールを廃止することによる財政的な効果というものもあろうかと思っております。ただ、実施方針（案）の中で1ページにございますように、まだテニスコートの扱いをどうするかということについて先ほど来、答弁の中で、不確定な要素もございますので、この時点ではお示しをすることができないという

になると、高い委託料に設定をされませんかという危惧がありましたので、今後、その部分も含めて検討し、出された提案については、その部分もやって、市にメリットがあるということであれば、当然、次の段階はないというふうに思っていますので、御理解をいただければと思います。

問（５） 今、市場調査の関係をおっしゃっていただきましたけれども、私たち、市場調査の内容を聞いていませんので、市場調査の内容もできれば教えていただきたいと思います。で、あと今、副市長、市内のスポーツクラブが新しい施設を建てかえるのに前向きというような話がありますけれども、その発言は、もう市内のスポーツジムありきで建設するということでしょうか。

答（副市長） そのほかの業者にも、その辺の確認をされております。そこありきで進んでいるわけではございませんので、よろしく申し上げます。

問（５） わかりました。そうしたら、市場調査の内容を議員には、まだ示していただけていませんけれども、そのあたりも示していただけるということでもよろしいでしょうか。

答（総務部） このことにつきましては、３月定例会の予算審議にあたりまして、５番議員から資料要求をいただきました。どういったところが関心をお持ちかということ、それを募集の前にお示しをすることは、公正な競争の確保、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるということで、資料の提出はいたしかねますということでお答えをしているところでございます。

問（５） そうしたら、ほかのその、例えば、市外のスポーツクラブが今回、この事業を採択したってということになると、市内のスポーツクラブのほうとの関係性というのが、また問題になってくるのかなと。市の関与っていうのも、また問題になってくると思うので、そのあたり、市がその業者とどうつき合っていくのかっていうのを、しっかり明確にわけておかないと、競争、民間の競争の関係においても、ちょっと支障が出てくると思うので、そのあたりも考えていただきたいと思いますが、そのあたりについてはどうお考えですか。

答（副市長） 委員おっしゃられたとおり、民間の競争の部分がありますので、その市内の業者に、市内の業者が有利になるようにということは、納税の関係から市としてはやっていることもございますが、今回については、一般的な民

間同士の競争になるんだらうという判断をしております。

委員長 ほかに。

問（５） そのあたり、市とその事業者の関係性、先ほどからほかの委員からも指摘がありましたけれども、その市と業者のあり方っていうのについては、しっかりと行政のほうも明確に基準を出して、議員、そして市民の皆様にもしっかりとオープンに提示をしていただきたいと思います。

答（副市長） 自由な競争の中で、私どもでいう、水泳の委託料のところは安価にできる業者を選定をしていくということで、スポーツジムについては、恐らく、民間がやる場合には会員制を取られたり、いろいろやっけていかれると思います。で、そのところは、私どもとしてはノータッチであります。市のほうがお支払いをする費用がどこまで圧縮できるか、そこであらうというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（７） 一つだけ、ちょっと確認だけしておきたいんですけども、あまりにも、テニスコートをなぜそう執心されるのか、そこら辺がよくわからん。今の現状の中では、プールだけ高小が借りるという前提でつくられるということなんですけれども、事業者自体の採算性のこともあるもので、次は南中、次は吉小、高取小とってどんどん、要するに、事業者のほうから強制じゃないですけど、生徒を回してしてほしいというようなふうにはならないか、採算性の問題で、そこら辺だけの確認をしたいことと、当初は、要するに安くやられても、途中からどんどん要するに単価が上がってくるというようなことはないかどうか。そこら辺のことを一つお聞きしたいと思います。

答（文化スポーツ） まず、テニスコートの部分でございますけれども、現在、南テニスコートの利用状況が非常に活発で、稼働率も50%ぐらいある。その中で、特に南中学校の利用が非常に多いというところがございますので、市のテニスコートが完全になくなってしまふ、完全に民間になってしまふと、そういった中学校の活動の部分に少し差しさわりが出るところがありますので、そういった活動のところ、今に近い形で担保が少しでもできればということで、実施方針では、こういう書き方をさせていただいております。

それから、利用料の関係でございますけれども、こちらは募集要項等で、詳しいことはうたっていく予定でございますけれども、今、御指摘のあったとおり、途中で値上げしてどんどん高くなっていくというところはリスクとしてありますので、そういったことも踏まえて募集要項の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（11） 2点ほど。プールを利用するときにセキュリティの問題が、これ、高浜小学校でも公民館を使う、公民館と併用するということで、セキュリティの問題もかなり保護者の方が気にされてみえましたが、その点はどういうふうになっているかということと、我が家に南中のテニス部の息子がおりまして、説明会に来てくださいという案内が来ていたんですけれども、私自身は確認しておりませんが、それは子供に聞かせたいのか、親も一緒に聞いてほしいのか、どういう形なんでしょうか。

答（学校経営） 一つ目の質問で、民間プールを活用した場合に、セキュリティが不安ではないかといった御質問をいただきました。プールの使用につきましては、逆に現在、屋外で行っているんですが、市内ではそういった事例の報告は聞いておりませんが、全国的な事例といたしましては、やはり屋外のプールであると、盗撮が行われているとか、周りからの目ということで、非常に保護者の方が心配されているという事例も聞いたことがございます。ただ、屋内になってくれば、限られた人で水泳指導が行われますので、セキュリティの面では、今よりは安全性が高まるものというふうに考えております。以上です。

答（文化スポーツ） テニスコートの利用者説明会ということでございますけれども、まず南中学校に対しての説明ということでいきますと、校長先生、教頭先生のほうにお話をさせていただいております、顧問の先生からおそらく生徒さんのほうに伝えていただいているというような状況でございます。説明会の御案内文ということでいきますと、昨年度、一定の回数利用実績があった方、申請者の方にお送りをしているということでございますので、よろしく申し上げます。

意（11） 多分、うちの子供は、その中学校の部活だけでは物足りずに、友達

と利用をしているので、それできたんだと思います。

委員長 ほかに。

問（８） 最後に一点だけ教えてほしいんですけども、先ほどから、コストにこだわったように聞かれているかもしれないですけども、取っかかりがコストでこういう話になってきているっていうのは、理解しているつもりですけども、そうじゃなくって、やっぱり市民にとって、そういう施設という位置づけが単にコストだけじゃなくて集客とか、そういう見方も当然あると思うんで、この青少年スポーツセンターはね。どういう形に変わって、民間の運営で完全にやられるということで、事業が失敗すれば当然、撤退という話も出てくるかと思うんですけども、そのバロメーターというか尺度、これが上手くいったどうのこうのと、胸を張れるような、そういうもんというのが、なんか必要に思えてしょうがないんですけども。

例えば、ここだけじゃなくって、小学校にしる公民館にしる、当然、コストをかければ人を集められるかもしれませぬ。コストをかけて、それを集めて、それで、みんなの幸せがそこでつくれるかどうかっていうところ。そういう何か、ちょっと抽象的な言い方で申しわけないですけども、お金だけじゃなくって、みんなが集まって楽しんでいる場所なんだということが、証明できるような形が取れば、そういうものを狙ってつくったっていうんであれば、それはそれで意味があるのかなと。そういう別の見方もなんか入ってこないと、なかなか単純にコストだけでという話は難しいと思うんで。その辺は今後、公共施設についてどういうふうに考えてみえるのかどうか、その辺を確認させていただきたいんですけども。

答（市長） 公共施設に関しては、確かにコストの問題も大きいです。ただ我々、施設をどういうふうに配置していくかという中で、一番その主眼に置いているのは、我々が今まで行ってきたまちづくりと、合わせて行くんだと、だから地域の方たちが、そこにいろんな施設が複合化されることによって、セキュリティというお話がありますけれども、セキュリティではなくて、いかに地域の力がそこに集まってくるかっていうことが重要だというふうに思っています。

また、民間のプールの場合は、やはり民間の方が自分のところの施設を使っ

てイベント等を行われることもありますし、例えば、民間のプールですから、ふだんは、学校が使ってないときは、当然一般の方や一般の子供さんたちの泳力をつけるための、そういう御商売としてやられると思いますよね。そういう中で、そこへ行くことによって、また地域の方たちの、その施設の評判も上がれば、より、ここで教えていただくことに子供たちも誇りを持つんじゃないかなと思います。

民間のプールを使うこと、特にプールの問題は、まさに我々はコストだけでは全然、話していなくて、プールの環境だとか、その子供さんたちの泳力向上だとか、安全管理の面だとか、先生たちの負担だとか、いろんな面でいって、私どもはコストだけではなくて、民間のプールを使うことに対して、非常に前向きに取り組んでいく必要があるというふうに思った上での事業になっておりますので、ここに関しては、既に先進的にやられておるところのお話を聞いても、非常に評価が高いと我々が考えておる中での事業であるということを御理解いただきたいなと思います。

委員長 ほかに。

意（８） ありがとうございます。ただ、やっぱりはっきりと、こういう姿を目指して、こういう形になっているんだっていうことを理解していただく必要があると思うんですよ。そういう意味でいうと、これがこういう形になりました、要は、５年後、１０年後、こういう姿になったんだっていうことを描いてやっていたんだと。それが、結果的にこうだったんだっていうことがはっきり言えないと、何か重箱の隅っこを突つつくような質問がいっぱい出てきますけれども、狙っているところから外れたような質問をされたって、こんなのは議論にならないので、こちらが考えている、当局が考えている、この姿に合ったものになっているということをはっきりと言い切れる、そういうものを示していく必要があるんじゃないかと思いますので、今後、よろしくお願いします。

委員長 ほかに。

問（１３） きょうの、その推進プランスケジュールも、この青少年ホームの関係もそうなんですけれども、個々のものをとると、それが政策的に非常に有益的であるというふうに、当局からの説明を聞くと、そういう思いにはなるんで

すけれども、トータルでそれが果たして、政策的に横にきちんと繋がっているのかなってというのが、非常に見えにくいんですよ。だから、スケジュールだとか財政だとかっていうところは、当然これ、表にすれば見えるんですけども、心配なのは何かというと、じゃあ誰が中心にこの公共施設全体のことと政策等を見比べて、合わせて進めているのかなというの、見えないんですよ。

たまたま今年、市長選がありますけれども、例えば、じゃあ市長がやっていますとか、副市長がやっていますとかいう話じゃないと思うんですよ。今後の高浜における、公共施設が絡む全ての政策のことをこういう方向に持って行こうねっていうことが、全員の職員さんがわかっていなきゃいけないことじゃないですか。例えば、これは総務部がそれをやっているっていうことであるのかもしれないし、だけど、個々の案件になれば、それぞれのところが答弁されますよね。何かこう例えば、公共施設のマネジメント室みたいなもんだったりだとか、そういうようなものを特別、設けないと非常にこう見えにくいっていうか、発信しにくいんじゃないかなという気がしてならないんですけども、その辺のところはどうなんでしょうか。何かお考えがあれば、あるいは我々というか、私が見えてないのかもしれませんが。

答（総務部） まず、組織全体のことは、これはこの場で私がお答えをするのは差し控えさせていただきたいと思います。あと、この公共施設の総合管理計画がございますので、これにのっとして公共施設の問題について取り組んでいくということは、これは行政計画としてパブリックコメントも経て策定をされた計画ですので、これが基本になる。行政の計画ですから、それは総務部だけではなくて、施設所管グループそれぞれが、この理念を認識して取り組んでいく必要があるんだと思います。

総務部は、財政もですけれども、全体を見る。個々の施設の所管グループは個別の事業を個々に見ると。個々の事業をそれぞれいいものを積み上げたら全体としてそれが最もいいものになるかということ必ずしもそうではない面があるので、個別の事業と全体を見るところと、それぞれ連携しながらこの計画を進めていく必要があると考えております。

答（市長） 私ども、ばらばらにやってるつもりはありませんし、計画自体は

皆さんにお示したとおり、それから、理念も先ほど申し上げたように、小学校区を中心とした、今までやってきたまちづくりに合ったような形でやっていくんだという話もさせていただきました。所管する部分がないから、こう見えにくいんだっていうお話もありますが、むしろ各部がこれだけ、自分ところでやるっていう形にしているからこそ、職員全体に、この計画を進めていくという意識が広がっていくのではないかなと。これが、むしろ特別にここのグループが所管して全体をやりますよって言った途端に、そこのグループの仕事になってしまうっていうようなこともありうるのかなというふうに思いますので、中心になるのは、計画自体は総務部のところでやっておりますが、所管のグループには、自分のところの所管するところに関して、責任を持って進めていくような体制にしておることが、むしろ職員全体の、市全体の事業に対する思いを共有していく形に、私はなっていくんだらうと思っております。

意(13) 市長の今、答弁いただいた部分というのが、やっぱり一番大事なところだと思うんですけども、その意識がしっかりと、きちんと本当に各部署の末端まで落ち込んでもらうかどうかというところの確認だもんですから、私が言わせていただいたのは。ですから、そここのところというのはやっぱり、すごく大事なところであって、情報の共有化も当然、行政側のほうの内部でも、しっかりとやっていただきたいなということを思います。

例えば、青少年ホームの跡地のことですが、今、高齢者もプールって非常に多く利用されるじゃないですか。そういうものも今回プロポーザルですから、例えば、プラスされて提案をされてきた場合に、じゃあ高浜のやろうと思っている福祉施策と、これ同調できるよねというような話もありうると思うんですよね。多分、今のプールなんかだと、どこもあまり持ってないですけども、流水の負荷型のプールなんていうのは、非常に高齢者には有益なんですけれども、ほとんどのところはありませんもんね、通常のプールでは。そういうものが、例えば1ラインだけあるだけでも、えらい財産だと思うんですよね。特にこれから民間がやってくれるのであれば。

そういうようなことも含めて、いろいろと、こう政策として進めているっていう部分をしっかりと見せていってもらわないと。やっぱり、コストの計算で

はなくって、確かにそのコストっていうのがわかりやすい、見えやすいところ
かもしれませんが、ここには時間も金もかけるんだっていう、大事な政
策っていっぱいあると思うんですよ。そういったところも、きちんと踏まえて
やっていることなんだっていうところをぜひ見せていただけるような形で、市
民の方々にお伝えいただきたいなということを思います。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、青少年ホーム跡地活用事業実施方針
についての質疑を終了します。

2 協議事項

委員長 本日、協議事項はありません。

3 審査事項

委員長 本日、審査事項はありません。

4 その他

委員長 それでは、皆さんのほうで何かあればお願いいたします。

意 見 な し

委員長 なければ。

市長挨拶

委員長 以上をもって、公共施設あり方検討特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 21 分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長